

浜松アリーナ 指定管理者選定基準

評価項目	配点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点3.3点以上）	
（1） 施設の性格や目的の理解	3
（2） 提案が市の施策に沿ったものであること	3
小 計	6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点28.6点以上）	
（1） 事業の具体的取り組み方	9
（2） 施設の管理体制・職員の配置	5
（3） 適正な管理・モニタリング	5
（4） 安全管理・緊急時への対応	6
（5） 市民サービスの向上 ※提案型本業務（指定管理者提案事業）を含む	10
（6） 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	5
（7） 環境・地域等への配慮	5
（8） 平等利用	2
（9） 自主事業	5
小 計	52
3 指定管理者に関する項目（合格点9.9点以上）	
（1） 団体の物的・財政的能力	6
（2） 施設の運営実績	6
（3） 団体の地域貢献	6
小 計	18
4 指定管理者の活動に関する項目	
（1） 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3
（2） 各種認定等の有無	1
小 計	4
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）	
収支計画の妥当性	10
小 計	10
6 指定管理料に関する項目（2）	
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10
小 計	10
現指定期間の実績に基づく加減点	
合 計	100

選定条件

- 1 評価項目1、2、3及び5の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。
- 2 前1の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
- 3 4の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
- 4 6の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。